

## 山口市環境管理委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口市エコフレンドリーオフィスプラン（以下「プラン」という。）運用マニュアル第1章-4-(6)の規定に基づき、山口市環境管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 温室効果ガス削減に関すること。
- (2) 事務事業に係る環境配慮事項に関すること。
- (3) プランの運用及び見直しに関すること。
- (4) その他環境管理統括者が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境管理統括者をもって充て、副委員長は、環境管理副統括者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 前項の委員会の議長は、委員長をもって充てる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、専門的事項の審議、その他必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境管理事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

市長【環境管理統括者】  
副市長【環境管理副統括者】  
教育長  
上下水道事業管理者  
総務部長  
総合政策部長  
ふるさと創生部長  
地域生活部長(兼：北部振興局長、山口総合支所長)  
環境部長【環境管理責任者】  
健康福祉部長  
経済産業部長  
都市政策部長  
都市建設部長  
上下水道局長  
会計管理者  
消防長  
市議会事務局長  
教育部長  
選挙管理委員会事務局長  
監査委員事務局長（併：公平委員会事務所長）  
農業委員会事務局長  
南部振興局長（兼：小郡総合支所長）  
徳地総合支所長  
阿東総合支所長  
秋穂総合支所長  
阿知須総合支所長